

平成 27 年 11 月 17 日 制定 (国空航第 687 号、国空機第 926 号)
令和 6 年 11 月 29 日 最終改正 (国空無機第 68754 号)

航空局 安全部 無人航空機安全課長

航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン

1. 目的

航空法第 132 条の 92 並びに同法施行規則第 236 条の 88 及び同規則第 236 条の 89 の適用を受け、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼を受けた者(以下「特例適用者」という。)が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助の目的のため無人航空機を飛行させる場合であっても、特例適用者が第一義的に負っている安全確保の責務を解除するものではなく、極めて緊急性が高くかつ公共性の高い行為であることから、救助等の迅速化を図るため無人航空機の飛行の禁止空域(航空法第 132 条の 85)、飛行の方法(航空法第 132 条の 86(第 1 項を除く。))、第三者が立ち入った場合の措置(航空法第 132 条の 87)、飛行計画(航空法第 132 条の 88)及び飛行日誌(航空法第 132 条の 89)に関する規定の適用を除外していることに留意する必要がある。

このため、特例適用者の責任において、その飛行により航空機の航行の安全(注 1)並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれないよう許可等を受けた場合と同程度の必要な安全確保を自主的に行って、無人航空機を飛行させる必要がある。

本運用ガイドラインは、航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の安全確保の方法を示すことにより、特例適用者における効果的な安全確保の運用に資することを目的とするものである。

(注 1) 航空法第 132 条の 92 の適用を受ける場合であっても、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和 49 年法律第 87 号)の規定は適用される。

2. 航空法第 132 条の 92 が適用される無人航空機の飛行

本特例については、航空法施行規則第 236 条の 88 により、以下の者に対して適用する。

- ・国又は地方公共団体
- ・国又は地方公共団体の依頼により捜索又は救助を行う者

また、国土交通省令で定める目的については、航空法施行規則第 236 条の 89 により、「捜索又は救助」と定められているが、本規定における「捜索又は救助」とは、事故や災害の発生等に際して人命や財産に急迫した危難のおそれがある場合において、人命の危機

(災害関連死を含む)又は財産の損傷を回避するための措置(調査・点検、捜査等の実施を含む。)を指しており、当該措置をとることについて緊急性がある(注2)飛行については、本特例が適用されることとなる。

(注2)緊急性がある場合とは、飛行の許可・承認申請の対応窓口への申請を行う手段又はいとまがない状況をいう。

特に大規模災害発生時においては、多数の道路の寸断や集落の孤立が発生する可能性があることから、被災地の孤立地域等への医薬品、衛生用品、食料品、飲料水等の生活必需品の輸送、危険を伴う箇所での調査・点検のほか、住民避難後の住宅やその地域の防犯対策のための無人航空機の飛行も含め、人命の危機又は財産の損傷を回避するための措置として、航空法第132条の92に該当する飛行として取り扱うものとする。

なお、航空法第132条の92の適用を受け無人航空機を飛行させた事例を参考資料としてとりまとめ航空局ホームページに掲載しているところ、災害時における無人航空機の運用方法を理解し、関係部署等との事前調整を行うための手引きとされたい。

3. 飛行の安全確保の方法

(1) 航空情報の発行手続き

空港等周辺、緊急用務空域(注3)及び地上又は水上から150m以上の高さ(航空法第132条の85第1項第1号の空域)において無人航空機を飛行させる場合には、空港等の管理者又は空域を管轄する関係機関と調整した後、当該空域の場所を管轄する空港事務所に以下の情報を電話した上で電子メールなどにより通知すること。

当該通知に基づき航空局において航空情報(注4)の発行を行うとともに、空港等の管理者等において航行する航空機に対し安全上の必要な措置が行われる。

(注3)緊急用務空域とは、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域をいう。

(注4)航空情報とは、航空法第99条に基づき国土交通大臣が航空機乗組員に対し提供する航空機の運航のための必要な情報をいう。

<通知すべき情報>

- a 飛行目的
例：山岳救助(滑落者の捜索)
- b 飛行範囲(所在地、緯度経度(世界測地系)による飛行範囲)
例：〇〇山(北緯〇度〇分〇秒、東経△度△分△秒)を中心に半径500m以内
- c 最大の飛行高度(地上高及び海拔高)
例：地上高〇〇〇m、海拔高△△△△m
- d 飛行日時(終了時刻が未定の場合はその旨を連絡)

例：現在から終了時刻未定（追って連絡する）

e 機体数（同時に飛行させる無人航空機の最大機数）

例：2機

f 機体諸元（無人航空機の種類、重量等）

例：飛行機／ヘリコプター／マルチコプター等、10kg

g 飛行の主体者の連絡先

例：〇〇株式会社、担当〇〇 090-××××-××××

h 飛行の依頼元（依頼に基づく場合）

例：〇〇県△△消防局

なお、航空法第 132 条の 85 第 1 項第 1 号の空域以外で無人航空機を飛行させる場合には、空港事務所等への通知は不要である。

（2）航空機の航行の安全確保

事故に際し捜索、救助の目的のため無人航空機を飛行させる状況においては、無人航空機を飛行させようとする空域に捜索、救助を目的とした航空機の飛行が想定される。このため、飛行空域の監視等を行い航空機の飛行を確認した場合には、当該航空機の航行の安全が阻害されないよう無人航空機を飛行させること。例えば、飛行を確認した航空機が救助活動等を行っている場合には、その飛行の妨げとならないよう無人航空機の飛行を中止させ又は十分な距離を保ち飛行させること。

4. 飛行マニュアル（参考）

航空法第 132 条の 92 の適用を受けた場合は、特例適用者の責任において、航空機並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するため、あらかじめ航空局通達「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（平成 27 年 11 月 17 日付国空航第 684 号、国空機第 923 号）」を参考に、捜索、救助等の目的に応じた無人航空機の運用方法をマニュアルに定め、当該マニュアルに基づき安全な飛行を行うことが望ましい。

なお、マニュアル作成にあたっては、参考とする航空局通達をそのまま適用することが困難な場合があることなどを十分に踏まえ、状況に応じた無人航空機を飛行させる際の実施体制等を規定することが期待される。

<マニュアルの規定内容（例）>

（1）総則

a 目的

b 適用の範囲

（2）無人航空機の点検・整備

- a 機体の点検・整備の方法
 - b 機体の点検・整備の記録の作成方法
- (3) 無人航空機を飛行させる者の訓練
- 搜索・救助の目的に応じた技量等の確保の条件を規定する。
- a 知識及び能力を習得するための訓練方法
 - b 能力を維持させるための方法
 - c 飛行記録（訓練も含む。）の作成方法
 - d 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項
- (4) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制
- 搜索・救助等の目的に応じた体制を規定する。
- a 飛行前の安全確認の方法
 - b 無人航空機を飛行させる際の安全管理体制
 - c 「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領（令和4年11月4日 国空無機第223052号）」に定める事態の対応及び連絡体制

5. 大規模災害時の飛行調整（参考）

大規模災害が発生した場合は、搜索、救助を目的とした多数の航空機及び無人航空機が飛行することが想定される。航空機の航行の安全の確保及び無人航空機に起因する事故等の防止のため、これらの空域で無人航空機を飛行させる場合には、現地災害対策本部等を通じて無人航空機の飛行の方法（日時、飛行場所など）を調整することが望ましい。

附則（令和2年9月16日 国空航第1738号、国空機第603号）

この運用ガイドラインは、令和2年9月23日から施行する。

附則（令和3年5月31日 国官参次第29号）

この運用ガイドラインは、令和3年6月1日から施行する。

附則（令和4年6月6日 国空無機第56245号）

この運用ガイドラインは、令和4年6月20日から施行する。

附則（令和4年11月28日 国空無機第235448号）

1. この運用ガイドラインは、令和4年12月5日から施行する。

2. この運用ガイドラインにより「航空法第132条の3の適用を受けた無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン（平成27年11月17日 国空航第687号、国空機第926号）」は令和4年12月5日をもって廃止する。

附則（令和6年11月29日 国空無機第68754号）

この運用ガイドラインは、令和6年11月29日から施行する。